

社長さん いろいろしゃい

株式会社マツモトリフォームエンジニアリングの社長、松本晃一様です。



名前 松本晃一
業種 住宅リフォーム専門店
血液型 AB
好きな場所 湯来町(温泉街)、ハワイも好き
出身地または学校 広島生まれ、広島育ち、広島工業大学
趣味 ドライブと人間ウォッチング
こだわり 脱いだ靴をキッチリ揃えること
座右の銘 常に笑顔でさわやかに!!
社長に就任したときの年齢 19年サラリーマン後42才で会社設立
今までに仕事をしている中で楽しかったこと リピーターがたくさんできる事です。ありがたいです。
フットワークが抜群で真面目に素早く、きっちり!!がモットーです。
 東区牛田新町1丁目3番24号 TEL 082-511-0737

2011年 4月号

旬

2011年3月10日発行
 発行/株式会社イーマーク
 編集長/大場史郎
 〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
 Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861
 E-mail webmaster@kaikai.co.jp
 URL http://www.kaikai.co.jp



2011.3

馬耳東風

3月2日

大学入試問題のネット投稿問題

大場史郎

大学入試 携帯でどうやって??



このニュースが、全国を駆け巡った。むしろ興味は どうやってやったのだろうというところだ。監視されている場で、メールを打ったり、写真を撮ったりできるのだろうかと思える。試験の場に、辞書や六法全書を持ち込むことは通常禁止されている。ある意味、携帯電話は強力なバイブルかもしれない。日本の試験は暗記の量を競うことに偏りすぎている。



関ヶ原の戦いが、いつ起きたかより、どうして起きたのか、どうして徳川方が勝ったのか、またその後、徳川の時代になり300年もどうして戦が起きなかったのかを問うてみるのが、社会にでて役立つ。



インターネットの時代、イスラム諸国で起きている市民革命、はたまた今回の事件。



個人的にはモラルの問題は別にして、今回の19歳の予備校生のお手並みは大したものだと思う。今回の大学入試の予備校生、また1週間前のバスをひっくり返した就職ノイローゼの大学生、次代を担う日本の若者に言いたい。人生思い通りにいかないのが当たり前、もっともっと骨太になってもらいたい。

弊社ホームページにいままでの馬耳東風が載っています。ぜひご覧ください。http://www.kaikai.co.jp

事務所からのお知らせ

宮本佳依

平成23年3月分から協会けんぽ(社会保険)の健康保険料率が変わります。

健康保険料率
 現行 9.37% → 9.53%

介護保険料率(40歳から64歳までの方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。)
 現行 1.50% → 1.51%

変更後の保険料率の適用は、3月分(4月末納付分)からとなります。また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

給料計算にシンプルスピードをご利用頂いている関与先の皆さまには、一部ファイルの更新をして頂かなければなりません。詳しくは、各担当者へお問い合わせください。

健康保険料改定	
改定日	2011/3/1
介護保険料率	1.51%
健康保険料率	9.53%
	11.04%
<input type="button" value="キャンセル"/> <input type="button" value="実行"/>	

社長の仕事

税理士

大場史郎

農業が変わる

全国農業協同組合中央会(JA全中、農協の元締め)は3月4日、5年後を目標に水田経営の大規模化を柱にした国内農業の強化策を発表した。

現在の1農家当たりの耕作面積の10倍以上にあたる20~30ヘクタール(1ヘクタールは10000m²、約3000坪)の水田に集約する。

今まで、国も農協も、どちらかといえば小規模農家を対象に対策を立ててきた。国も、米を作らないことに対して補助金を出してきた。しかし、これでは何年経っても、選挙の票には結びついて根本的な解決にはならない。

昨年からのTPP(環太平洋連帯協定)議論が起きてきた。貿易の自由化だ。関税障壁が無くなることで、一番被害を受けるのは弱い農業だ。農協はTPP反対と称して、1千万人署名をぶち上げている。しかし、農業では国を守れない、国を支えるためには強い工業に頼らざるを得ない。やっとJA全中も重い腰を上げ、方向転換をした。当然国も反対する張本人の農協がその気になったのだから、今からは方針を換え、大規模化、法人化、さらには異業種からの参入に助成金等を出すだろう。

農協にとって、農家が強くなりすぎることは、自立し、農協離れを引き起こす。このような、農協の弱体化を招くような政策転換をするとい

うことは、よほどの危機意識の表われだろう。またTPPにいつまでも反対と言えないと感じたのではないか。

土木からの転職

土木事業は性格上官工事(公共工事)が中心にならざるを得ない。周りを見回しても、下水道、道路舗装はほぼ100%済んでいる。借金まみれの自治体から公共工事の予算はどんどん削減されている。さらに少ない案件にみんなが入札参加するから、下限ぎりぎりか、それ以下の入札になる。これではなかなか利益を出すことはできない。

今後跡継ぎのいる会社で、20年、30年会社を続けるのなら、異業種に参入するか、インフラの進んでいないアジアに進出するかのどちらかだろう。

もし、異業種に参入するのなら、業になっていない農業は大いにチャンスがあると思う。食の安全は、これからますます求められる。TPPにより海外より安い農産物が入ってくれば、ますます希少価値となる。

企業30年説と言います。30年経つと時代が大きく変わって、従来のままでは立ちいなくなるからです。

戦後すぐの頃の東大生の就職ランキングに三池炭鉱が入っていた。今では考えられないことです。

健康診断

社会保険労務士 キャリアカウンセラー

田村 実

労働基準監督署の調査を受けると、「定期健康診断」を実施しているかどうか必ず問われます。労働者の働く上での健康管理は経営者の義務であり、労働者の健康状態によって職場の環境状態は大きく変化します。では、経営者は健康診断をいつ、どのような場合に受けさせなければいけないのでしょうか。簡単にまとめてみました。

①健康診断を受けなければならない労働者

- 1、常時使用する従業員
 - 2、1年以上引き続き雇用しているパートタイム労働者
 - 3、1年以上雇用する見込みがあるパートタイム労働者
- なお、パートタイム労働法の指針では、1週間の所定労働時間が正社員の1/2以上のパートタイムには、健康診断を実施することが望ましいとされています。

②健康診断の実施時期

- 1、雇い入れ時
 - 2、1年以内ごとに1回
 - 3、深夜業を含む業務や有害物質を取り扱う業務などは6カ月ごとに1回
- ※雇い入れ時の健康診断は、採用前3ヶ月以内に実施した健康診断書であれば、雇い入れ時の健康診断の実施に変えることができます。

③定期健康診断の検査項目

検査項目	医師の判断による省略が可能とされている検査項目
既往歴及び業務歴の調査	
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	身長：20歳以上 喀痰：X線検査で 病変なし等
身長、体重、視力及び聴力の検査	聴力：下記①参照
胸部エックス線検査及び喀痰検査	
血圧の測定	

検査項目	医師の判断による省略が可能とされている検査項目
貧血検査（赤血球数、血色素量） 肝機能検査（GOT、GTP、γ-GTP）	
血中脂質検査（血清総コレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	40歳未満の者 (35歳を除く)
血糖（HbA1cのみも可）	
心電図検査（安静時心電図検査）	
尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	糖：血糖検査実施時

※①聴力検査は1000及び4000Hzの純音を用いて、オージオメーターで検査する必要があるが、45歳未満の者（35・40歳を除く）については、他の検査方法で可。
 ※雇い入れ時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）は喀痰検査は不要である。また検査項目の省略はすべて認められない。

④健康診断の費用負担

定期健康診断の費用は原則、事業主の負担となります。ただし、会社側が用意した健康診断の場ではなく、従業員が自らの意思で別の診療所等で健康診断を受ける場合は、事業主が負担しなくてもよいことになっています。また、雇い入れ時の健康診断で、採用前3ヶ月以内の健康診断書に変える場合、採用予定者が持参したもので事業主が費用負担することはないようです。

消費税の事業者免税点制度の見直しについて

吉國雄一郎

現行は、基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は原則前々事業年度）での課税売上高が1,000万円以下の場合、個人事業者の事業開始後原則2年間、資本金1,000万円未満の新設法人の設立後原則2事業年度が免税事業者です。

今回の改正案で、免税事業者のうち次に掲げる課税売上高が1,000万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用できないこととなります。

- 1、個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高
- 2、法人のその事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く）開始の日から6月間の課税売上高
- 3、法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した

前々事業年度があるときは、その前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高（その前々事業年度が5月以下の場合には、その前々事業年度の課税売上高）

例えば、資本金500万円の新設法人の場合、現行は1期および2期ともに免税事業者です。改正案によると1期目開始から6ヶ月間の課税売上高が1,000万円超の場合、2期目から課税事業者となってしまいます。ただし、事業者は上記の課税売上高に代えて給与などの金額を用いることができることとします（届出書が必要）。なお、平成24年10月1日以後に開始する事業年度から適用します。

*今回の内容は、国会を通過するまで正式な決定事項ではありません。今後の国会審議動向により内容が変更することがあります。

【第六回】

源六日記

司法書士
安友源六

“類似商号の禁止制度の廃止”

平成18年以前は、同一市町村(政令指定都市では同一区)内に所在し、同一営業のために、既に登記されている商号と同一の商号(「同一商号」)またはこれと判然区別できない商号(「類似商号」)は、登記できないとされていました。ここで営業の同一性については、営業の種類(目的)のすべてが同一である必要はなく営業の一部が同じであれば同一営業と解するのが実務の取扱いでした。例えば、広島市中区で数個の目的を持つ(株)木村商事がすでに登記されている場合に、同じ中区でそれと一つでも同じ目的を持つ(株)木村商店の設立登記をしようとすると、この類似商号の禁止規定によって登記できないとされていたのです。かつて商業登記の実務の中では、「商号が類似商号に該当するか否か」の判断が最も困難な事務だといわれていたものです。

ところが、一転して、平成18年の会社法の制定と商業登記法の改正で、既に登記されている商号と同一で、かつ、本店の所在場所も同じ商号のみが、登記できないことになりました。つまり、類似商号の禁止の制度は廃止され、既に登記されている商号と全く同じで本店の所在も同じ商号のみが登記できないことになったのです。更に言い換えると、同一市町村内でも本店の所在場所が全く同じでなければ、同一目的、同一商号の会社の設立登記も可能になったのです。これによれば、上の例の(株)木村商店は登記できることとなります。これは、登記という第一の関所で類似商号等を禁止して登記できないことにするまでの必要性はないという規制緩和の一つです。

なお、会社法8条に、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称または商号を使用してはならないとし、この違反による利益侵害の停止、予防請求について規定していますが、当事者間の具体的な紛争の解決は、不正競争防止法に委ねられることとなります。

役員給与を減額する場合の注意点

業績悪化改定事由の具体例

宗盛早織

業績の悪化により、株主などの第三者との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない場合はどうなりますか？

第三者である利害関係者との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じたために行ったものであれば、業績悪化改定事由に該当するので、定期同額給与になります。

会社の状態が、業績が予想以上に悪化した場合、株主・債権者・取引先等との関係から役員給与の額を減額することは、実務でしばしばあります。

そんな時に、「業績悪化改定事由にあたらぬから定期同額給与にはならない」ということで、改定前と改定後の差額が損金不算入…なんてことになったら、まさに会社は踏んだりけったりです。

そこで具体的にどのような場合に「業績悪化改定事由に該当する」のでしょうか？

国税庁の役員給与に関するQ&Aによると以下のよう記載されています。

①株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合

②取引銀行との間で行われる借入金返済のリスキューの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合

③業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

上記①については、株主が不特定多数の者からなる法人であれば、業績等の悪化が直ちに役員の評価に影響を与えるのが一般的と思われるので、通常はこのような法人が業績等の悪化に対応して行う減額改定がこれに該当するものと考えられます。

一方、同族会社のように株主が少数の者で占められ、かつ、役員の一部の者が株主である場合や株主と役員が親族関係にあるような会社についても、上記①に該当するケースがないわけではありませんが、そのような場合には、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的かつ特別の事情を具体的に説明できるようにしておく必要があることに留意してください。